

令和7年度（繰越）仁淀川町竹ノ谷地区板材活用型住宅等整備工事公募型
プロポーザル募集要領

1 事業の概要

(1) 事業名

令和7年度（繰越）仁淀川町竹ノ谷地区板材活用型住宅等整備工事

(2) 事業の目的

仁淀川町が進める原木流通の町内優先型SCMを構築する中で、川下における新たな消費拡大を進めるため、町内で多く製材される板材を活用した住宅を新たに設計・建築し商品として広く県内外に拡大を進める。

建築に関しては、本町の特色を活かした板材を活用したデザイン・工法とし、設計、監理、建築を公募型プロポーザルにより、募集する。

(3) 事業内容

- ① 本町が進める林業行政を鑑み、住宅をデザインし設計書を作成(デザイン・設計外注可)
- ② 設計書に基づいた住宅を建築(建築は外注可)、建築に必要な木材は町産材とする。
- ③ 町内の事業所と協業し、町内の人的、設備的資源を活用すること。
- ④ 住宅は板材を有効活用することとし、世帯用平屋1棟と単身用平屋3棟とする。
- ⑤ 住宅については、各棟合併処理浄化槽、エアコンの設置費、水道はメーターより内側の費用を計上すること。
- ⑥ 住宅建築に関する施工管理を行う
- ⑦ 住宅の今後の利活用と販路拡大の提案
- ⑧ 建築予定地・・・仁淀川町竹ノ谷サカヤシキ 1142、1145-1（別紙参照）

(4) 工事期間

契約締結日から令和9年3月25日まで

2 見積限度額

150,000千円以内（消費税額及び地方消費税額を含む。）

3 審査委員会の設置

別途定める「令和7年度（繰越）仁淀川町竹ノ谷地区板材活用型住宅等整

備工事プロポーザル審査委員会設置要領」に基づき、審査委員会を設置します。

4 契約の相手方の決定方法

提出された企画提案書と企画提案者（以下、「参加者」という。）のプレゼンテーションの内容を審査する審査委員会を開催します。審査委員会では、あらかじめ定められた審査基準に基づき、公正な審査を行い、随意契約の相手方となる候補者（以下、「候補者」という。）と次点者を選定します。ただし、企画提案者が1社のみとなった場合は書類審査のみとします。

工事の実施に際して、企画提案の内容をそのまま実施することを約束するものではありません。選定後に、候補者と町は、企画提案の内容をもとにして、工事の履行に必要な具体的な履行条件などの協議と調整（以下、「交渉」という。）を行います。この交渉が整ったときには、随意契約の手続きに進みます。7日以内（予定）に交渉が整わない場合は、次点者に選定された者が、改めて町と交渉を行うこととなります。

5 資格要件

参加者の資格要件は次のとおりです。

- (1) 仁淀川町競争入札参加資格を有する者であること
- (2) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること
- (3) 「仁淀川町建設工事指名停止措置要綱」に基づき指名停止等の措置を受けていない者であること
- (4) 「仁淀川町暴力団排除条例」に基づく指名停止措置を受けていないこと
又は同条例第6条に掲げる排除措置対象者に該当しない者であること
- (5) 本店及び県内に所在する営業所等が都道府県税を滞納していないこと
- (6) 本店及び県内に所在する営業所等が消費税及び地方消費税を滞納していないこと

6 質疑と回答

質疑は令和8年2月24日（火）正午（厳守）までに別紙様式2により持参、又は郵送（書留郵便、又は配達証明に限る。）もしくはFAX、電子メールで受け付けます。FAXと電子メールによる場合は、電話により着信を確認してください。質疑と回答の内容は令和8年2月25日（水）午後5時までに仁淀川町役場のホームページに掲載します。

7 参加申込及び資格要件の確認

プロポーザルの参加を予定している事業者から、別紙様式3による参加申込書に資格要件の確認書類を添えて申込を受け付けます。申込に当たって提出される書類を次表に示します。

[提出書類、様式及び提出部数等]

番号	提出書類の名称	様式番号	規格	部数
1	参加申込書	別紙様式3	A4縦	1部
2	資格要件確認書	別紙様式4	A4縦	1部
3	提出者の概要（団体概要等）及び 経営状況（決算書等）が分かる書類	任意	A4縦	1部
4	都道府県税の納税証明書	—	A4縦	1部
5	消費税及び地方消費税の 納税証明書	—	A4縦	1部
6	類似業務等の実績が分かる資料	任意	A4縦	1部

※仁淀川町競争入札参加資格を有する者については4及び5について提出の必要はありません。

(1) 参加申込書

① 提出方法

持参、又は郵送（書留郵便、又は配達証明に限る。）

② 提出期限

令和8年3月1日（日）正午必着

③ 提出先

〒781-1592 住所：仁淀川町大崎 200

仁淀川町農林課（担当：和家、中西）

TEL：0889-35-1083 FAX：0889-35-0571

(2) 資格要件の確認

仁淀川町農林課で申込者から提出のあった参加申込書と関係書類を確認します。申込者の資格要件の確認が完了したら、確認結果を令和8年3月1日（日）までに申込者へ電子メールにて通知します。

(3) 資格要件が満たなかった者に対する理由説明

- ① 参加申込書を提出した者のうち資格要件が満たなかった者に対しては、満たなかった旨及び満たなかった理由を書面により通知します。通知を受けた者は、通知をした日の翌日から起算して5日（町の閉庁日を除く。）以内に、書面により、町長に対して資格要件が満たなかったことについて

の説明を求めることができます。

- ② 町長は説明を求められたときは、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して5日(町の閉庁日を除く。)以内に書面により回答します。

8 企画提案書の作成

別途定める「令和7年度(繰越)仁淀川町竹ノ谷地区板材活用型住宅等整備工事公募型プロポーザル企画提案書作成要領」のとおり。

9 審査

別途定める「令和7年度(繰越)仁淀川町竹ノ谷地区板材活用型住宅等整備工事プロポーザル審査要領」のとおり。

10 審査結果

審査結果は、令和8年3月2日(月)頃までに、全ての参加者に文書で通知します。なお、審査結果は仁淀川町情報公開条例に基づく開示請求があった場合には開示の対象となります。

仁淀川町情報公開条例

[http://www.town.niyodogawa.lg.jp/reiki/reiki_honbun/r191RG00000056.html]

11 日程

令和8年2月19日(木)	募集要領等の公示
令和8年2月24日(火)	質疑書の提出締め切り
令和8年3月1日(日)	参加申込及び資格確認書類提出締め切り
令和8年3月1日(日)	企画提案書の提出締め切り
令和8年3月2日(月)	審査委員会
令和8年3月2日(月)頃	審査結果通知

12 提出書類の取扱い

- (1) 提出された書類は返却しません。
- (2) 提出された書類は、必要に応じ複写(町役場内及び審査委員会での使用に限ります。)します。
- (3) 提出された企画提案書は、仁淀川町情報公開条例に基づく開示請求があった場合には対象文書として原則開示することになります。なお、事業を営むうえで、競争上又は事業運営上の地位その他正当な利益を害すると認められる情報は同条例第7条第1項第6号の規程により非開示となりますので、提出書類の該当部分と非開示とする具体的な理由を別紙

様式5により提出してください。

開示・非開示の判断は様式5に基づき行うものではなく、様式5を参考に、同条例に基づき町が客観的に判断します。

仁淀川町情報公開条例

[http://www.town.niyodogawa.lg.jp/reiki/reiki_honbun/r191RG00000056.html]

(4) 契約者以外の企画提案の内容については、提案者の承諾なしには利用することはありません。

13 問合せ先

〒781-1592 住所：仁淀川町大崎 200
仁淀川町農林課（担当：和家、中西）
TEL：0889-35-1083 FAX：0889-35-0571

14 その他

- (1) 参加申し込み提出後に辞退する場合は、辞退理由等を記載した辞退届（様式自由）を提出してください。辞退することによって、今後の仁淀川町との契約等について不利益な取扱いをすることはありません。
- (2) 企画提案に要する全ての費用は提案者の負担とします。
- (3) 次の各号に該当した場合、提案者は失格になる場合があります。
- ① 提出書類に不備があった場合、もしくは指示した事項に違反した場合
 - ② 審査委員、町職員または当該プロポーザル関係者に対して、当該プロポーザルに関わる不正な接触の事実が認められた場合
 - ③ プロポーザルの手続きの過程で、仁淀川町暴力団排除条例第6条に掲げる排除措置対象者に該当することが判明した場合